

## 第47回広島大学経営協議会議事要録

日 時 平成26年9月4日(木) 10時30分～10時50分

場 所 広島大学学生会館(2階「レセプションホール」)

出席者 学外委員：大南，小笠原，川本，北島，國井，郷，佃の各委員  
学内委員：浅原，坂越，岡本，松ヶ迫の各委員

列席者 相田副学長，江坂副学長，西谷副学長，佐藤副学長，富永副学長，生和監事，高橋監事，  
越智学長特命補佐，井出学長特命補佐，三嶋学長特命補佐，高橋学長特命補佐，岡本副理事，  
古澤副理事，盛井副理事，太田副理事，西嶋副理事，相原副理事，高橋副理事，東田副理事，  
竹内副理事，吉岡副理事，中島副理事，羽田副理事，小谷副理事，眞田副理事，中坂副理事，  
河村学長室長，  
寺本法学部長，瀧経済学部長，木原医学部長，菅井歯学部長，杉山薬学部長，  
吉田総合科学研究科長，勝部文学研究科長，宮谷教育学研究科長，谷口理学研究科長，  
高畠先端物質科学研究科長，杉本工学研究院長，植松生物圏科学研究科長，  
安井医歯薬保健学研究院長，藤原国際協力研究科長，大久保法務研究科長

※ 以下，発言内容は，○：学外委員，◇：学内委員を示す。

### (議事1)

#### ● 就業規則の改正について

(浅原学長提案，松ヶ迫理事(財務・総務担当)説明，別紙1)

◇ 平成26年度の人事制度の主な改正点は，①停職期間の見直し(平成26年10月1日施行)，②大学教員(承継職員)への年俸制の導入(平成26年10月1日施行)，③広島県の最低賃金の改定への対応(平成26年10月1日施行)の3点である。

以上の改正に伴い，次の規則の改正について提案するもの。

(改正)

- ・ 広島大学職員就業規則
- ・ 広島大学船員就業規則
- ・ 広島大学再雇用職員就業規則
- ・ 広島大学契約職員就業規則
- ・ 広島大学非常勤職員就業規則
- ・ 広島大学年俸制職員給与規則
- ・ 広島大学職員退職手当規則
- ・ 広島大学事務・技術系契約職員の任免・給与及び労働時間・休日・休暇に関する規則

以上の提案・説明があり，審議の結果，原案のとおり承認し，役員会へ付議することとした。

(特に質疑応答なし)

### (報告1)

#### ● 平成27年度概算要求について

(松ヶ迫理事(財務・総務担当)報告，資料1)

◇ 文部科学省から財務省へ要求された本学分の平成27年度運営費交付金概算要求額は，248.4億円(対前年度4.2億円減)であり，増減の主な要因としては，①大学改革促進係数による削減(2.5億円減)，②授業料免除枠の拡大による基本配分額の増額(0.1億円)，教育改善推進枠として特別経費に一括計上され，その分として0.4億円減，③特別経費の要求(0.8億円増)，④特殊要因経費(退職

手当，建物新営設備費，移転費，災害支援関連経費等）（2.2億円減）がある旨報告があった。また，概算要求については，平成25年8月8日に閣議決定された「平成26年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針」を踏まえて，今後，国の予算編成過程において検討され，例年であれば，年末には政府予算案として内示される予定である旨報告があった。

さらに，本学から文部科学省へ提出した平成27年度概算要求事項のうち，組織整備計画では4件，特別経費11件，施設整備補助金等4件が8月29日に財務省へ提出された旨報告があった。

（特に質疑応答なし）

以 上